



悠々時間 アドバンス 2

積立利率金利連動型年金(AII型)
積立利率金利連動型年金(米ドル建)年金額確定特約付
積立利率金利連動型年金(豪ドル建)
生存保障重視特約付指定通貨建個人年金保険



! ●この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
●市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じる可能性があります。
詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

お申込みに際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」 「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

この書面の表記について	この「商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
生命保険契約者保護機構について	<p>保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。</p> <p>生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/</p>
生命保険募集人について	<p>生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。</p>
募集代理店からのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	<p>ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。</p> <p>円建 ☎ 0120-037-560 米ドル建 豪ドル建 ☎ 0120-001-262</p> <p>受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。</p>

[募集代理店]

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

www.nw-life.co.jp

死亡給付割合 100%+70%

NW-09-19081-00 (20.01) G00101-2004

読みやすい
ユニバーサル
デザイン文字
Font



ニッセイ・ウェルス生命

2020年4月版

人生100年時代の老後資金を



■ 老後に **約2,000万円** 必要？

老後の30年間、夫婦2人でセカンドライフを送るためにあと**約2,000万円**必要といわれています。

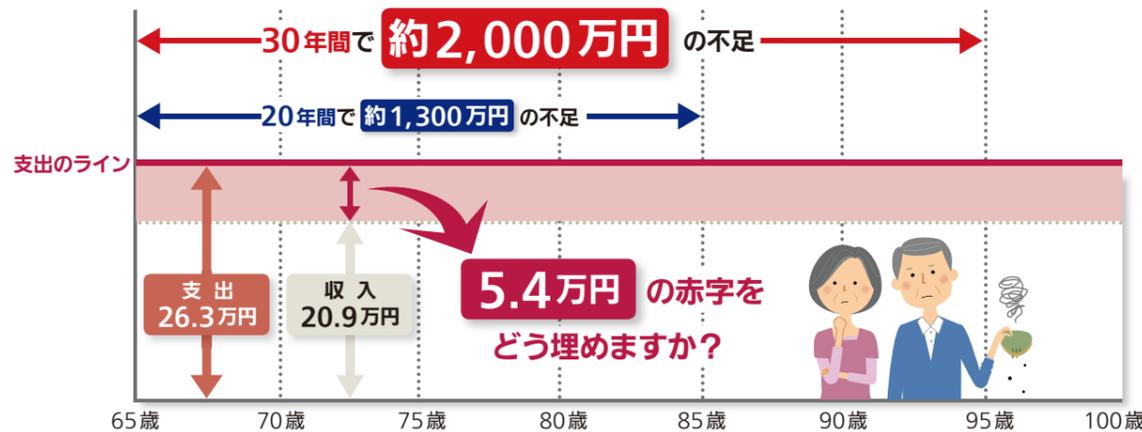
→ 月々 5.4万円 × 12ヵ月 × 30年 = 1,944万円

【セカンドライフの収入と支出】

平均的な支出に対して **月々5.4万円** ほど不足します。



〈お金の収支年表〉



【出所】総務省統計局「家計調査（平成29年）」高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯）の家計収支

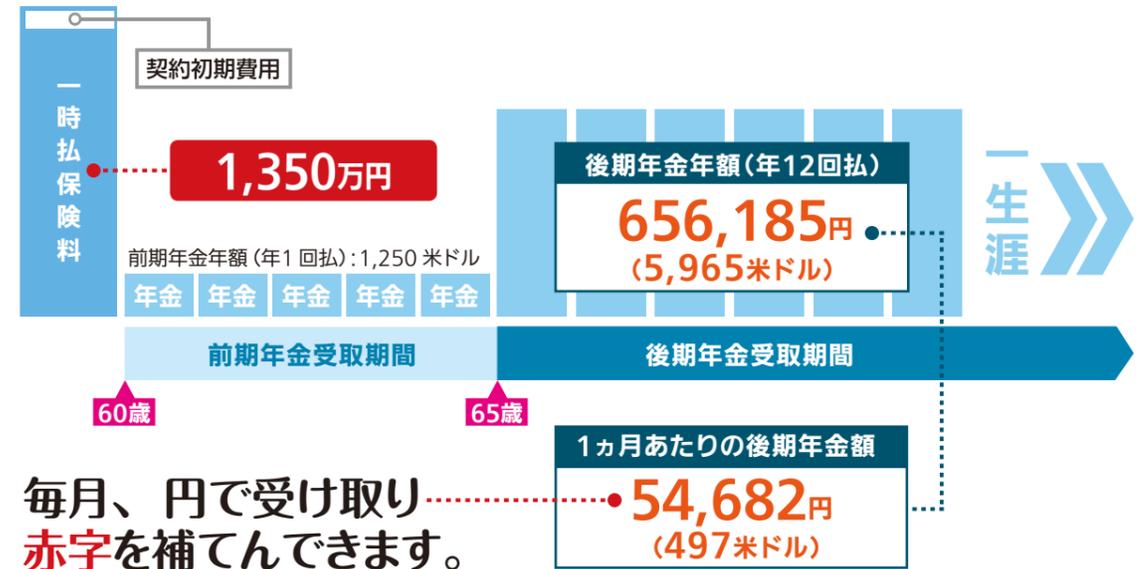
悠々時間 **アドバンス2** で賢く準備しませんか？



一生涯の年金収入を **2,000万円** より少ない金額で確保できます。

- 【前提条件】
- 契約年齢：60歳男性
 - 契約通貨：米ドル建
 - 年金プラン：あとからたくさんプラン（年金総額保証付後厚終身年金）
 - 一時払保険料：122,727米ドル（円入金額：1,350万円）
 - 前期年金受取期間：5年 • 積立利率：1.91% • 受取保証期間：25年

【イメージ図】



不足額 **▲5.4万円**

セカンドライフを迎えた無職世帯の平均収入
月額 **20.9万円**

充実したセカンドライフを送るために **一生涯** 対応できます。



ご注意

- 上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。
- 上記の円換算額は、一時払保険料の円換算時および年金受取時に毎回適用される為替レートが、1米ドル=110円の場合の金額となります。

人生100年時代に向けて・・・

保険ならではの賢いお金のふやし方。



年金で受け取る 年金受取重視コース

ご契約時に、4つの年金プランの中から好みのプランを選択いただき、
決まった金額を定期的に受け取れます。

一時金としても受け取れる 年金原資重視コース

年金原資を、据置期間満了時に
一時金としても受け取れます。

一生涯受け取り続けられる3つの終身年金



期間を決めて受け取る2つの確定年金

自分でたくさんプラン

純粋終身年金

くわしくは5～6ページへ



⚠️ 年金受取保証なし

万一の保証をなくすことで
自分のために
より多くの年金額を受け取れます。

⚠️ ご家族にのこす目的には適しません。

選べる
通貨は 円 米ドル 豪ドル

あとからたくさんプラン

年金総額保証付後厚終身年金

くわしくは7～8ページへ



100%到達まで年金受取保証

契約当初の年金額を抑えることで
自分の好きな時期から
より多くの年金額を受け取れます。

選べる
通貨は 米ドル 豪ドル

つかいながらのこすプラン

年金総額保証付 終身年金

くわしくは9～10ページへ



最大120%到達まで年金受取保証

一生涯の年金を 受け取りながら
万一の場合の 受取保証を
最大120%まで 確保できます。

選べる
通貨は 円 米ドル 豪ドル

自分できっちりプラン

確定年金

くわしくは11～12ページへ



全期間年金受取保証

一定期間でふやし
一定期間にわたり
決まった金額を受け取れます。

選べる
通貨は 円 米ドル 豪ドル

ふやしてうけとるプラン

生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

くわしくは13～14ページへ

確定した年金原資を
年金でも一時金でも受け取り

受取方法は選択可能

据置期間中の死亡保障を抑えて
年金原資を大きくします。
年金原資は年金受取にかえて
一時金としても受け取れます。

選べる
通貨は 円 米ドル 豪ドル



この商品パンフレットでは、4つの商品について概要を説明しています。それぞれ商品内容、リスク、費用が異なりますので、ご検討・お申込みにあたっては、該当商品の「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

自分でたくさんプラン

純粋終身年金

⚠️ 年金受取保証なし

契約通貨



【契約年齢】 16歳～89歳



ご注意

この保険のリスクと費用について

- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取り扱いに必要な費用の合計額です。

くわしくは23ページをご覧ください。

Point 1 最短2ヵ月後*から、
一生涯の年金を受け取れます。

*年6回払または年12回払を選択した場合

Point 2 “トンチン”のしくみにより、
死亡保障をなくすことで、
多くの年金額を受け取れます。

？ “トンチン”とは

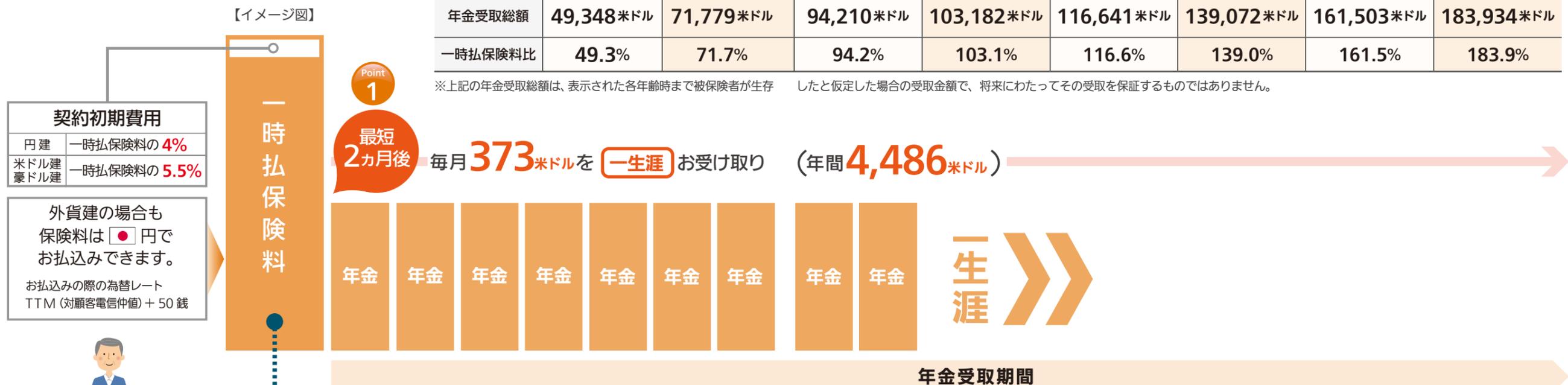
死亡時の保障を抑えることで、その分生きている他の加入者の年金額を大きくするしくみです。
「純粋終身年金」では、死亡保障や死亡時の年金受取保証をなくし、被保険者が生存している限り一生涯にわたって大きい年金を受け取れるので、長生きすればするほど多くの年金額を受け取れます。

●年金受取総額の推移

100%到達

被保険者年齢 (契約日から)	70歳時 (11年目)	75歳時 (16年目)	80歳時 (21年目)	82歳時 (23年目)	85歳時 (26年目)	90歳時 (31年目)	95歳時 (36年目)	100歳時 (41年目)
年金受取総額	49,348米ドル	71,779米ドル	94,210米ドル	103,182米ドル	116,641米ドル	139,072米ドル	161,503米ドル	183,934米ドル
一時払保険料比	49.3%	71.7%	94.2%	103.1%	116.6%	139.0%	161.5%	183.9%

※上記の年金受取総額は、表示された各年齢時まで被保険者が生存したと仮定した場合の受取金額で、将来にわたってその受取を保証するものではありません。



⚠️ 年金の解約や一括受取はできません。

⚠️ 被保険者が亡くなられた場合、以後の年金のお受け取りはありません。したがって、年金の受取総額が一時払保険料を大きく下回る場合があります。

契約年齢 60歳 男性

前提条件

- ・契約通貨: 米ドル建
- ・一時払保険料: 10万米ドル
- ・年12回払
- ・積立利率: 1.76%
- ・契約者・被保険者: ご本人

10万米ドル

Point 2 一生涯の年金受取
(ご存命の限り、年金を受け取れます)

便利な機能 年金のお受け取りについて

外貨建の場合も、 円で受け取れます
円でお受け取りの際、**為替手数料は無料**です。
※お受け取りの際の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)
⚠️ 為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。

毎月受け取れます
年金を円でお受け取りの場合、受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。
※年金を外貨でお受け取りの場合の受取回数は、年1回払のみとなります。

👉 お取り扱いについてくわしくは21ページをご覧ください。

⚠️ ご注意

- 上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未達の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。
- 据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取り扱いはありません。

あとからたくさんプラン

年金総額保証付後厚終身年金

100%到達まで年金受取保証

契約通貨



米ドル建 豪ドル建

【契約年齢】50歳～85歳



ご注意

この保険のリスクと費用について

- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取り扱いに必要な費用の合計額です。

くわしくは23ページをご覧ください。

Point 1 ▶ ご契約の1年後から、一時払保険料の約1%の年金を毎年受け取れます。

前期年金受取期間

Point 2 ▶ ご契約の5年～20年後からは前期にくらべ多くの年金額を一生涯受け取れます。

後期年金受取期間

Point 3 ▶ 年金受取総額は、契約通貨建て一時払保険料の100%が最低保証されます。

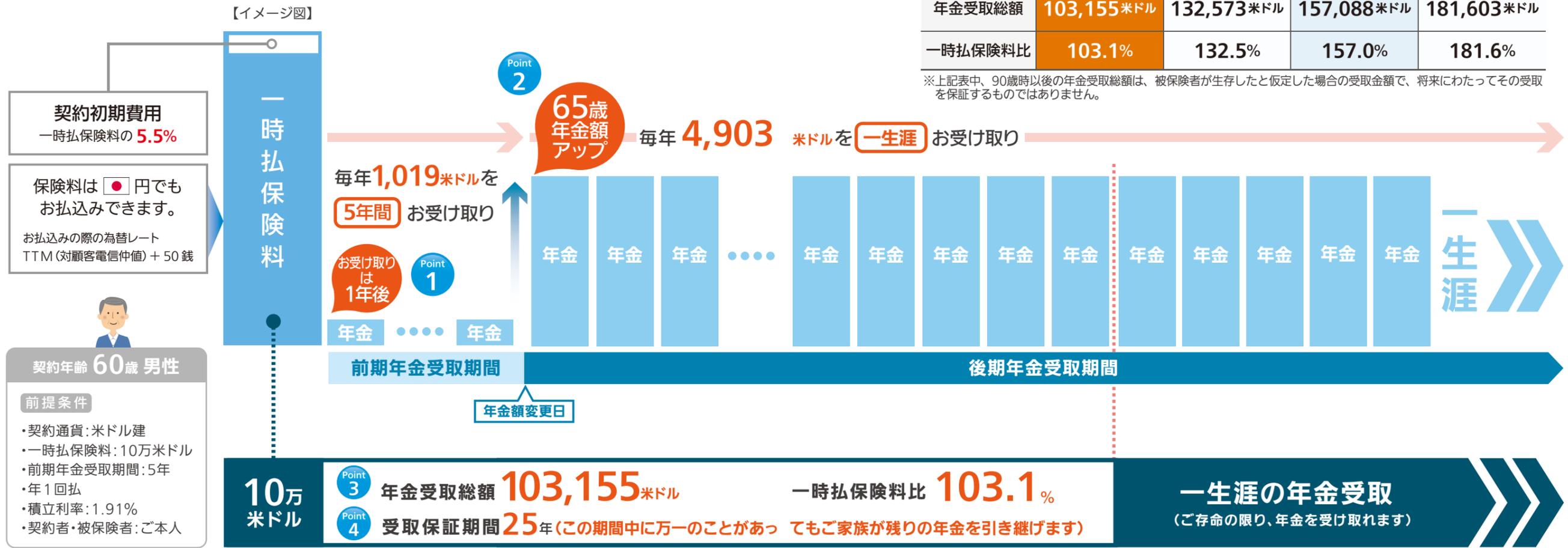
Point 4 ▶ 万一の場合でも、受取保証期間中はご家族が年金を引き継ぎます。

●年金受取総額の推移

100%到達

被保険者年齢 (契約日から)	84歳時 (25年目)	90歳時 (31年目)	95歳時 (36年目)	100歳時 (41年目)
年金受取総額	103,155米ドル	132,573米ドル	157,088米ドル	181,603米ドル
一時払保険料比	103.1%	132.5%	157.0%	181.6%

※上記表中、90歳時以後の年金受取総額は、被保険者が生存したと仮定した場合の受取金額で、将来にわたってその受取を保証するものではありません。



お取り扱いについてくわしくは21ページをご覧ください。

便利な機能

年金のお受け取りについて

外貨建の場合も、円で受け取れます

円で受け取る際の、為替手数料は無料です。

※お受け取りの際の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)

為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。

毎月受け取れます

年金を円で受け取る場合、受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。

※年金を外貨で受け取る場合、および前期年金受取期間中の受取回数は、年1回払のみとなります。



ご注意

- 上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未達の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおとなりしますのでご確認ください。
- 据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取り扱いはありません。

つかいながらのこすプラン

年金総額保証付終身年金

最大120%到達まで年金受取保証

契約通貨



【契約年齢】16歳～89歳



ご注意

この保険のリスクと費用について

- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取り扱いに必要な費用の合計額です。

くわしくは23ページをご覧ください。

Point 1 ご契約の最短2ヵ月後*から、一生涯の年金を受け取れます。

*年6回払または年12回払を選択した場合

Point 2 年金受取総額は、契約通貨建で一時払保険料の最大120%が最低保証されます。

※受取保証金額は、一時払保険料に対して以下の保証金額割合を乗じた金額となります。
円建：100%
米ドル建/豪ドル建：100%・110%・120%

Point 3 保証金額割合について
保証金額割合が高くなるにつれ、年金年額は抑えられますが、受取保証期間は長くなります。



Point 3 万一の場合でも、受取保証期間中はご家族が年金を引き継げます。

【イメージ図】

契約初期費用	
円建	一時払保険料の4%
米ドル建 豪ドル建	一時払保険料の5.5%

外貨建の場合も保険料は 円でお払込みできます。
お払込みの際の為替レート
TTM (対顧客電信仲値) + 50 銭

一時払保険料

Point 1 最短2ヵ月後 毎月**307**米ドルを **一生涯** お受け取り (年間**3,689**米ドル)



Point 3 年金受取総額の推移

被保険者年齢 (契約日から)	95歳時 (21年目)	100歳時 (26年目)	102歳時 (28年目) 100%到達
年金受取総額	77,479米ドル	95,927米ドル	103,306米ドル
一時払保険料比	77.4%	95.9%	103.3%

契約年齢 **75歳 男性**

前提条件

- 契約通貨: 米ドル建
- 一時払保険料: 10万米ドル
- 保証金額割合: 120%
- 年12回払
- 積立利率: 1.69%
- 契約者・被保険者: ご本人

10万米ドル

Point 2 年金受取総額 **121,754**米ドル

Point 3 受取保証期間 **33**年 (この期間中に万一のことがあってもご家族が残りの年金を引き継げます)

一時払保険料比 **121.7%**

一生涯の年金受取
(ご存命の限り、年金を受け取れます)

お取り扱いについてくわしくは21ページをご覧ください。

便利な機能

年金のお受け取りについて

外貨建の場合も、 円で受け取れます

円で受け取る際の、**為替手数料は無料**です。
※お受け取りの際の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)

為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。

毎月受け取れます

年金を円で受け取る場合、受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。

※年金を外貨で受け取る場合の受取回数は、年1回払のみとなります。



ご注意

- 上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未達の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。
- 据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取り扱いはありません。

自分できっちりプラン

確定年金

全期間年金受取保証

契約通貨



【契約年齢】0歳～89歳

※年金受取開始時の被保険者の満年齢が90歳を超えることはできません。

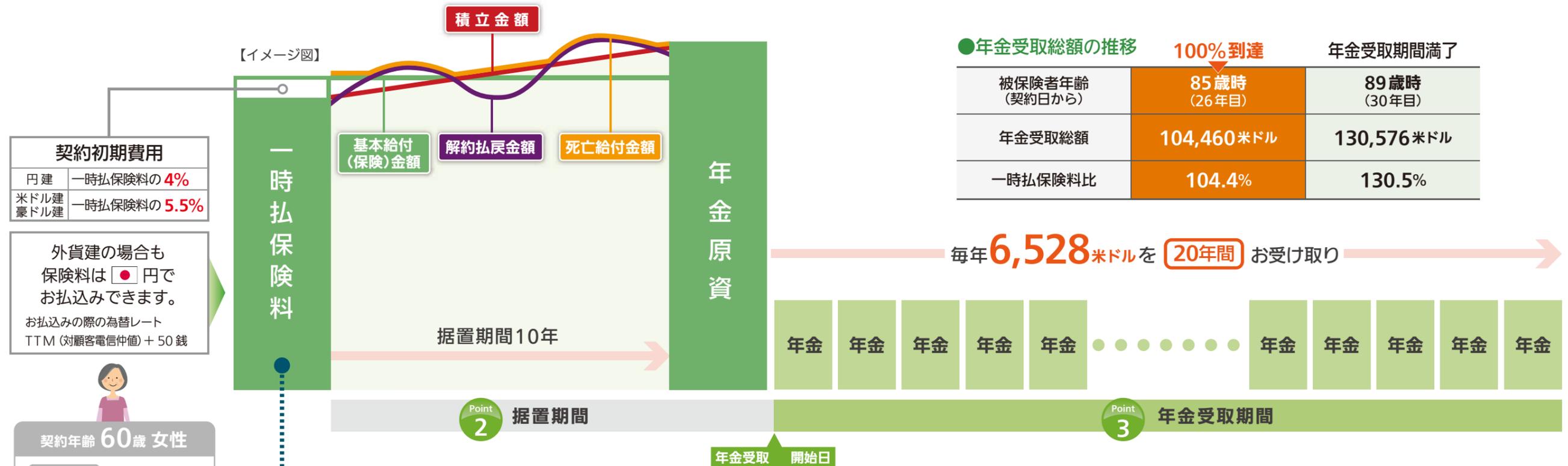


ご注意

この保険のリスクと費用について

- ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
 - ・この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取り扱いに必要な費用の合計額です。
- くわしくは23ページをご覧ください。

- Point 1** ご契約時に契約通貨建の年金受取総額が確定します。
- Point 2** 1年・5年・10年の据置期間で将来受け取る金額をふやせます。
- Point 3** 年金の受取期間は10年・20年から選べます。
- Point 4** 万一の場合でも、年金受取期間中はご家族が年金を引き継げます。



円建	一時払保険料の4%
米ドル建 豪ドル建	一時払保険料の5.5%

外貨建の場合も保険料は 円でお払込みできます。
お払込みの際の為替レート TTM (対顧客電信仲値) + 50 銭

契約年齢 **60歳 女性**

前提条件

- ・契約通貨: 米ドル建
- ・一時払保険料: 10万米ドル
- ・据置期間: 10年
- ・年金受取期間: 20年
- ・年1回払
- ・積立利率: 1.75%
- ・契約者・被保険者: ご本人

10万米ドル 据置期間が長いほど、年金原資は大きくなります。

Point 1 年金受取総額 **130,576米ドル** 一時払保険料比 **130.5%**
Point 4 年金受取期間 **20年** (この期間中に万一のことがあってもご家族が残りの年金を引き継げます)

年金のお受け取りについて

便利な機能
 外貨建の場合も、 円で受け取れます
 円で受け取る際の、**為替手数料は無料**です。
 ※お受け取りの際の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)
 為替相場の変動により、円での年金受取額は変動します。

毎月受け取れます
 年金を円で受け取る場合、受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。
 ※年金を外貨で受け取る場合の受取回数は、年1回払のみとなります。

お取り扱いについてくわしくは21ページをご覧ください。



ご注意

上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

ふやしてうけとるプラン

生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

受取方法は選択可能

指定通貨



【契約年齢】

死亡給付割合 100%：0歳～92歳
 死亡給付割合 70%：50歳～92歳
 ※年金受取開始時の被保険者の満年齢が95歳を超えることはできません。



この保険のリスクと費用について

- ・為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険にかかる費用は、保険期間中の費用、外国通貨のお取り扱いに必要となる費用、解約時にご負担いただく費用（解約控除）の合計額です。くわしくは24ページをご覧ください。

Point 1 据置期間中の死亡保障や解約払戻金を抑えて年金原資を大きくします。

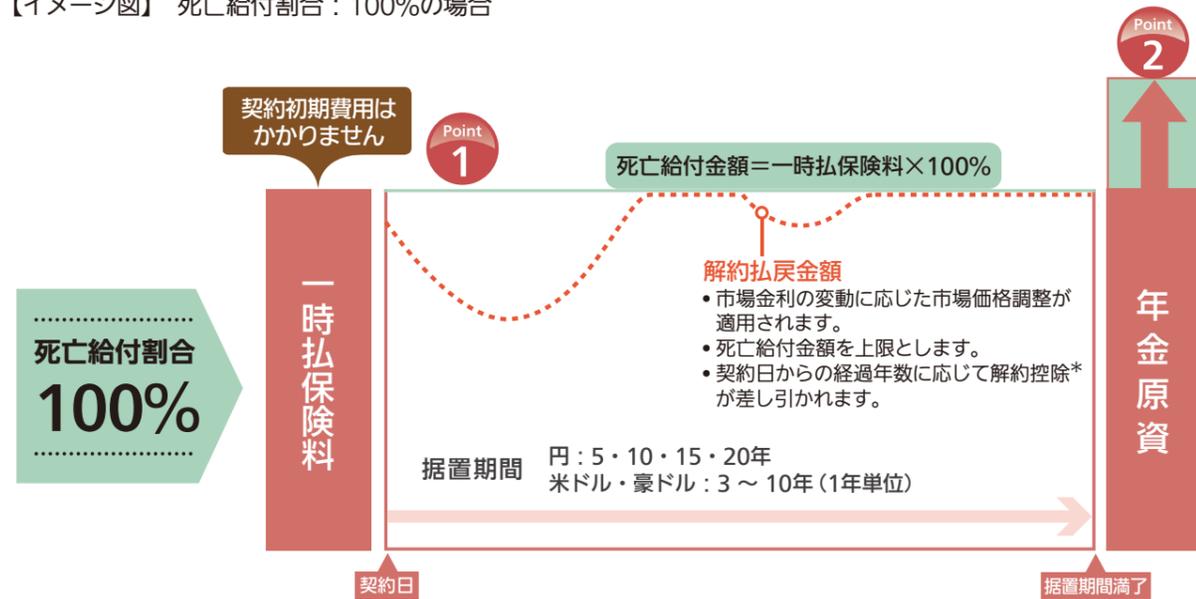
※死亡保障を抑制する割合は、ご契約時に一時払保険料に対して100%か70%のいずれかを指定いただきます。

Point 2 ご契約時に、指定通貨建の年金原資の額が確定します。

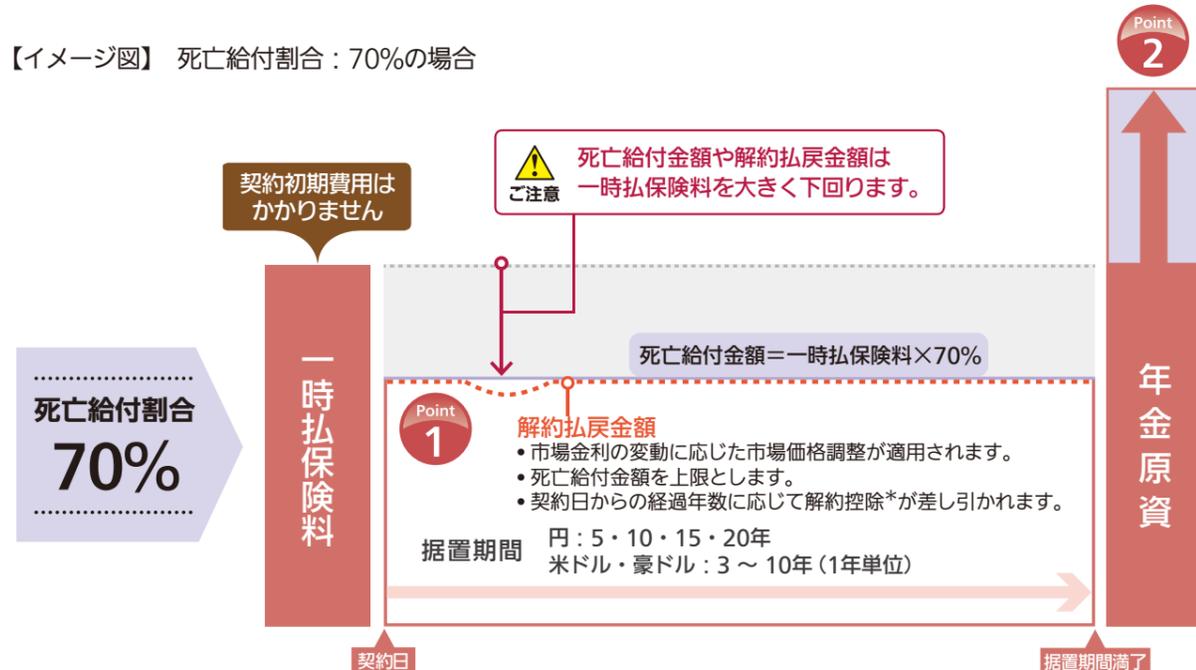
Point 3 据置期間満了時の受取方法は、一時金受取も選択できます。

お取り扱いについて
くわしくは22ページをご覧ください。

【イメージ図】 死亡給付割合：100%の場合



【イメージ図】 死亡給付割合：70%の場合



*解約控除額は基本給付金額（一時払保険料相当額）に解約控除率を乗じた金額となります。解約控除率は経過年数に応じて、円建の場合は0.1%～1.0%、米ドル建・豪ドル建の場合は0.7%～7.0%となります。くわしくは、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）をご覧ください。

ご家族の方にもあらかじめこの保険のリスクをお伝えください。
 死亡給付割合が70%の場合
 ・死亡時にご遺族に支払われる死亡給付金額は、一時払保険料の70%となります。また、解約払戻金額は死亡給付金額を上限とします。そのため、死亡給付金額や解約払戻金額は、一時払保険料を大きく下回ります。
 ・この商品をご検討の際には、特にご家族等へのご相談を推奨しています。
 ※お伝えいただくにあたりご不明な点がございましたら、募集代理店にご相談ください。

Point 3

ふやした年金原資

一時金で受け取る

据置期間満了時の一時金受取金額例

【前提条件】 契約年齢：60歳、男性
 指定通貨：米ドル、据置期間：10年
 一時払保険料：100,000米ドル、積立利率：1.72%

死亡給付割合	一時金受取金額
100%	120,925米ドル
70%	126,424米ドル

※ご契約時には年金受取を指定いただきますが、据置期間満了時に一時金受取を指定いただくことができます。

確定年金で受け取る



外貨建の場合も、**円**で受け取れます
 円で受け取る際の、**為替手数料は無料**です。
 ※お受け取りの際の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）

据置期間中（繰延べ期間中も含む）の解約払戻金を円で受け取る場合は、所定の為替手数料が必要となります。



上記の金額は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

新為替ターゲット特約について



外貨建の年金を円で受け取る際の、 為替リスクに備えることができます

新為替ターゲット特約を付加することで、年金受取日の為替レートがお客さまが指定したレート（為替ターゲットレート）より円高になった場合、外貨のまま年金を据え置きます。据え置かれた年金は、次回以降の年金受取日に、為替ターゲットレート以上の円安になった際にまとめてお受け取りいただけます。

年金を円で受け取る際の、為替手数料は無料です。

※年金受取の円換算時の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）

●ご指定いただける為替ターゲットレートの範囲

米ドル建 1米ドル } **50円～200円**
 豪ドル建 1豪ドル

**為替ターゲットレートは、
お電話で変更できます。**

※毎年の年金受取日を基準とし、年単位で適用されます。
（適用は年1回のみとなります。）

お手続きは裏面の
カスタマーサービス
センターまで

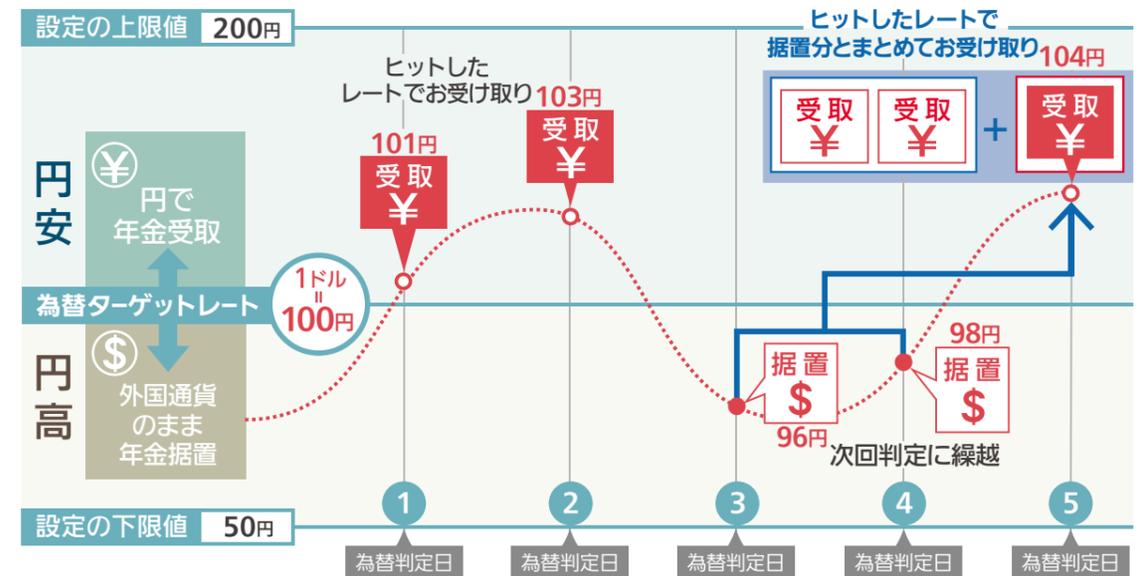
**据え置かれた年金と利息は、
外国通貨または円で引き出す
ことができます。**

※据え置かれた全額の引き出しとなります。



●新為替ターゲット特約による受け取り・据置イメージ

【イメージ図】 為替ターゲットレートを1ドル=100円に設定した場合



●年金を分割受取しても、毎回為替判定を行います。

Q 為替判定の回数をふやす方法がありますか？

A たとえば年金受取期間20年で年12回払にした場合は、合計で240回分の年金の為替判定があります。年1回受取なら20回ですので、年金受取回数をふやした方が、受け取るチャンスがふえます。

<1年間の為替判定の回数(据置期間が0年以外のイメージ)>

- 年1回払 ① ② →
- 年12回払 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ →



年金受取の最終分（据置年金があった場合は据置年金とその利息を含みます）については、最後の為替判定日の為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨でお受け取りいただけます。ただし、年金受取人からのお申し出があった場合は、円で年金をお受け取りいただくことが可能です。

万一の場合のお取り扱い(死亡給付金・継続年金) について

据置期間中に被保険者が亡くなられたとき

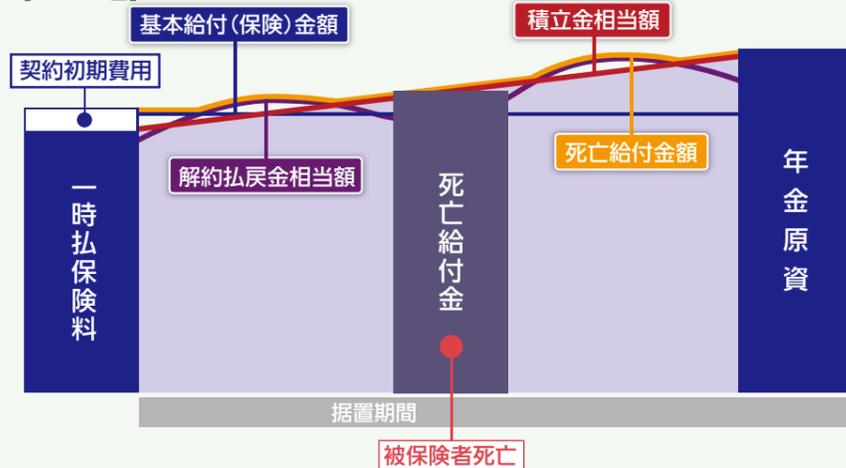
■死亡給付金を死亡給付金受取人にお受け取りいただきます。

自分できっちりプランの場合

死亡給付金額は、被保険者が亡くなられた時点における次のいずれか大きい金額となります。

基本給付(保険)金額 積立金相当額 解約払戻金相当額

【イメージ図】



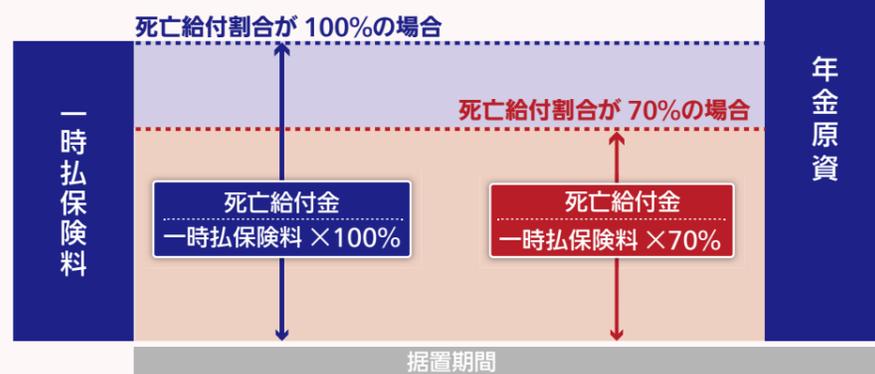
ふやしてうけとるプランの場合

死亡給付金額は以下の通りです。

$$\text{死亡給付金額} = \text{一時払保険料} \times \text{死亡給付割合}$$

※死亡給付割合は、100%・70%のいずれかをご契約時に指定いただけます。

【イメージ図】



※死亡給付金受取人は、被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます(1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます)。



- 上記以外のプランの場合は、据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金のお取り扱いはありません。
- 死亡給付金の免責事由に該当した場合等、死亡給付金をお支払いできないことがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

年金受取期間中に被保険者が亡くなられたとき(被保険者=年金受取人の場合)

あとからたくさんプラン つかいながらのこすプラン 自分できっちりプラン ふやしてうけとるプラン

■ご家族に年金を引き継ぎます。

継続年金受取人を指定することで、残りの期間*の年金(継続年金)をお受け取りいただけます。

*「残りの期間」はプランごとに以下の通りになります。

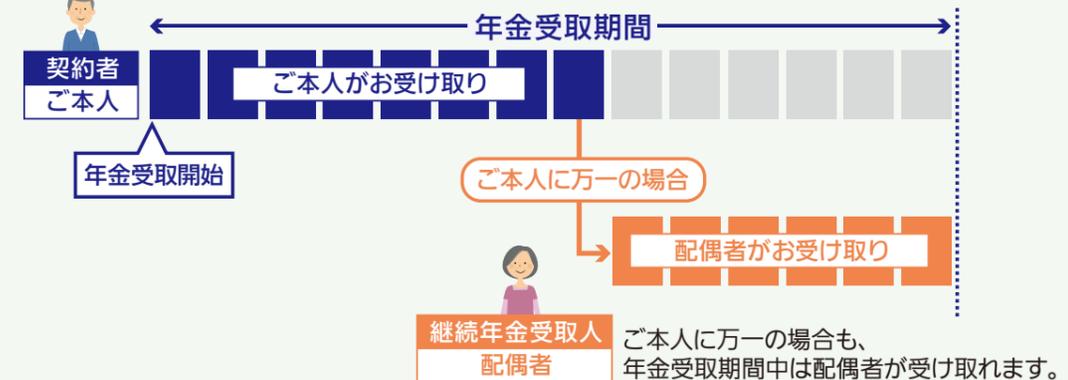
- 「あとからたくさんプラン」「つかいながらのこすプラン」: 残りの受取保証期間
- 「自分できっちりプラン」「ふやしてうけとるプラン」: 残りの年金受取期間

契約形態



自分できっちりプランの場合

【イメージ図】

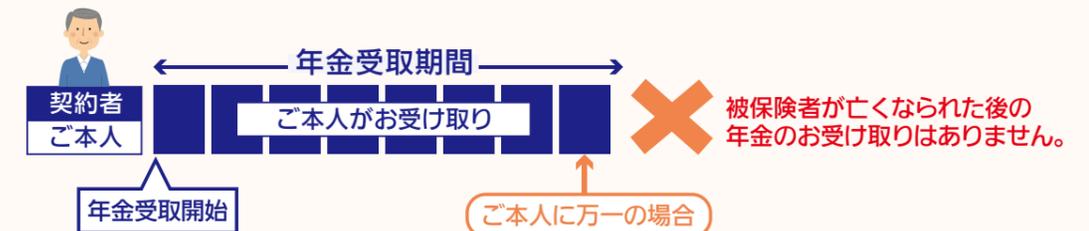


「ふやしてうけとるプラン」以外のプランの場合、継続年金を一括で受取る際に、解約時と同様に市場価格調整が適用されます。くわしくは20ページをご覧ください。

自分でたくさんプランの場合

■被保険者が亡くなられた後の年金のお受け取りはありません。

【イメージ図】



契約者と被保険者を別人とした加入例

ご家族を被保険者や継続年金受取人に指定して、年金を引き継いでいくことができます。

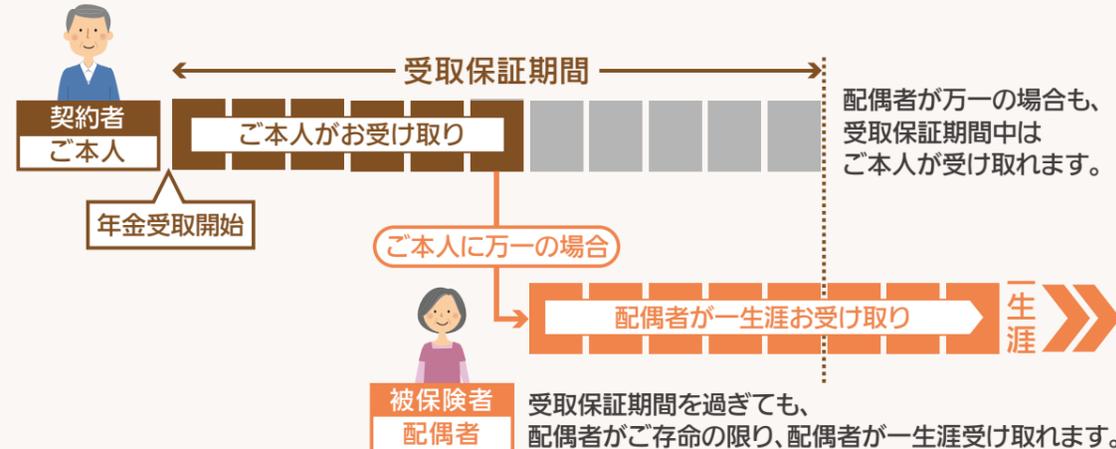
夫婦リレータイプ[®] 配偶者の一生涯の年金を確保



つかいながらのこすプラン[®] の場合

▼ご本人が亡くなられた後も、配偶者（被保険者）が一生涯年金を受け取れます。

【イメージ図】



引き継いだ年金は原則として、継続年金受取人固有の財産*となります。

*ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象になるとされています。

ご注意

- 被保険者が亡くなった場合、受取保証期間経過後の年金のお受け取りはありません。
- 年金受取人が亡くなった場合、年金受給権（年金として受け取る権利）が相続税の対象となります。

ご注意 **自分でたくさんプラン** の場合
被保険者が亡くなった後の年金のお受け取りはありません。

積立利率／市場価格調整について

積立利率について

積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日～15日」「16日～末日」となるご契約に適用されます。



契約日で適用される積立利率が決まります。たとえば申込日が「1日～15日」でも、契約日が「16日～末日」となる場合には、契約日時点での積立利率が適用されますので、申込日時点での積立利率と異なる可能性があります。
※ 契約日とは、ニッセイ・ウェルス生命がご契約をお引き受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受け取った日を指します。

市場価格調整について

市場価格調整とは、「据置期間中の解約払戻金の受取」、「年金の一括受取」等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。

ご契約時点よりも**市場金利が高くなる**と**資産価値は減少**し、一方、ご契約時点よりも**市場金利が低くなる**と**資産価値は増加**する性質があります。したがって、解約払戻金額や、年金の一括受取額とすでにお受け取りいただいた総受取年金額の合計額は、一時払保険料を下回る可能性があります。

▼解約払戻金について

年金受取開始日前であればいつでも、解約（減額）をして解約払戻金を受け取ることができます。解約払戻金額は、解約計算基準日における次の金額となります。

自分できっちりプラン

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

ふやしてうけとるプラン 解約払戻金額は死亡給付金額を上限とします。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - (\text{基本給付金額} \times \text{解約控除率}^*)$$

* 契約日から最長10年間は解約控除が適用されます。解約控除率は経過年数に応じて、円建の場合は**0.1%～1.0%**、米ドル建・豪ドル建の場合は**0.7%～7.0%**となります。くわしくは、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご覧ください。



「自分できっちりプラン」の場合、一時払保険料のうち、一部が契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。
「あとからたくさんプラン」、「つかいながらのこすプラン」および「自分でたくさんプラン」の場合、解約（減額）のお取り扱いはありません。

▼年金の一括受取額について

年金受取開始日以後、年金受取人が将来の年金受取にかえて、未払年金の現価を一括して受け取ることができます。一括受取額は、年金一括受取計算基準日における次の金額となります。

あとからたくさんプラン **つかいながらのこすプラン** **自分できっちりプラン**

$$\text{年金の一括受取額} = \text{基準となる金額}^* \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

ふやしてうけとるプラン 市場価格調整は適用されません。

$$\text{年金の一括受取額} = \text{基準となる金額}^*$$

* 基準となる金額はプランごとに以下のとおりになります。

- 「自分できっちりプラン」「ふやしてうけとるプラン」： 残余年金受取期間に対する未払年金の現価
- 「あとからたくさんプラン」「つかいながらのこすプラン」： 受取保証部分の未払年金の現価と年金受取日後の支払期日が未到来の年金の現価との合計額



据置期間が短いご契約の場合、年金の一括受取額とすでにお受け取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
「自分でたくさんプラン」の場合、年金の一括受取のお取り扱いはありません。

ご契約について

自分でたくさんプラン (純粋終身年金) あとからたくさんプラン (年金総額保証付後厚終身年金)

つかいながらのこすプラン (年金総額保証付終身年金) 自分できっちりプラン (確定年金)

積立利率金利連動型年金 (AII型) / 積立利率金利連動型年金 (米ドル建) 年金確定特約付 / 積立利率金利連動型年金 (豪ドル建)

▼年金種類とお取り扱いの範囲

年金種類	据置期間	年金受取期間/保証金額	契約年齢 (被保険者の満年齢)	年金受取 開始年齢
純粋終身年金	0年*1	受取保証なし	16歳 ~ 89歳	16歳 ~ 89歳
年金総額保証付後厚終身年金	0年*1	一時払保険料と同額	50歳~85歳	50歳 ~ 85歳 ※年金額変更年齢: 55歳~90歳*2
年金総額保証付終身年金	0年*1	一時払保険料に保証金額割合を乗じた金額 <保証金額割合> ・円建: 100% ・米ドル建・豪ドル建: 100%・110%・120%	16歳 ~ 89歳	16歳 ~ 89歳
確定年金	1年	10・20年	0歳 ~ 89歳	1歳 ~ 90歳
	5年		0歳 ~ 85歳	5歳 ~ 90歳
	10年		0歳 ~ 80歳	10歳 ~ 90歳

*1 年金の受取開始は、年金種類に応じて次のとおりとなります。

- ・純粋終身年金、年金総額保証付終身年金: 最短でご契約の2ヵ月後(年金受取回数が年6回払、年12回払の場合)
- ・年金総額保証付後厚終身年金: 1年後

*2 年金受取開始年齢から5年~20年の範囲内(1年単位)でのご指定となります。

※円建の場合、年金総額保証付後厚終身年金のお取り扱いはありません。

※年金総額保証付(後厚)終身年金の場合、受取保証部分の期間満了時における被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。

※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

▼ご契約のお取り扱い

契約通貨	円建	米ドル建	豪ドル建
一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額のお取り扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。		
①一時払保険料 (保険料単位)	最低	200万円(1万円)	20,000米ドル (100米ドル) 20,000豪ドル (100豪ドル) 円入金時*3: 200万円(1万円)
	最高	契約年齢が70歳以上の場合: 5億円*4・5	
②年金額*6	最低	受取通貨が円の場合: 1,000米ドル/豪ドル 受取通貨が外貨の場合: 6,000米ドル/豪ドル	
	最高	3,000万円*4・5	
付加できる特約*7	指定代理請求特約	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料円入金特約 ・円支払特約(米ドル建のみ) ・円支払特約II(豪ドル建のみ) ・年金円支払特約 ・新為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約 	
積立金の引出	取り扱います。	取り扱いません。	
契約者貸付制度	取り扱います。	取り扱いません。	
配当金について	配当金はありません。		
クーリング・オフ制度について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込の撤回等)の対象となります。		
その他のお取り扱いについて	据置期間の延長・短縮および基本給付金額の増額のお取り扱いはありません。	据置期間、年金受取期間の延長・短縮、基本給付(保険)金額の増額ならびに年金種類の変更のお取り扱いはありません。	

*3 保険料円入金特約が付加されます。

*4 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。

*5 同一被保険者でニッセイ・ウェルス生命の他の保険契約がある場合の上限額: 所定の一時払定額年金において、年金額を通算して3,000万円(契約年齢が70歳以上の場合: 一時払保険料で5億円)

*6 年金総額保証付後厚終身年金の場合、後期年金受取期間の年金額を基準とします。

*7 据置期間0年の場合、即時払年金特約(豪ドル建は即時払年金特約)が付加されます。

ふやしてうけとるプラン 生存保障重視特約付指定通貨建個人年金保険

▼ご契約のお取り扱い

契約年齢 (被保険者の満年齢)	死亡給付割合	100%	0歳 ~ 92歳
		70%	50歳 ~ 92歳
		※年金受取開始時の被保険者の満年齢が95歳を超えることはできません。	
年金種類	確定年金		
指定通貨	円	米ドル	豪ドル
据置期間	5・10・15・20年	3 ~ 10年(1年単位)	
年金受取期間	10年		
一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額のお取り扱いは下記の①②を満たす範囲内となります。		
①一時払保険料 (保険料単位)	最低	200万円(1万円)	20,000米ドル (100米ドル) 20,000豪ドル (100豪ドル) 円入金時*1: 200万円(1万円)
	最高	10億円*2 ■ 既契約がある場合の上限額(円換算額*2)について 同一被保険者において、今回お申込みの基本給付金額とニッセイ・ウェルス生命が定める他の保険契約の基本給付金額等を通算して、10億円を超えることはできません。	
②最低年金額	10万円	受取通貨が円の場合: 1,000米ドル/豪ドル 受取通貨が外貨の場合: 6,000米ドル/豪ドル	
付加できる特約	指定代理請求特約	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料円入金特約 ・円支払特約II ・年金円支払特約 ・目標額到達時円建終身保険移行特約 ・新為替ターゲット特約 ・指定代理請求特約 	
契約者貸付制度	取り扱いません。		
配当金について	配当金はありません。		
クーリング・オフ制度について	この保険は、クーリング・オフ制度(ご契約のお申込の撤回等)の対象となります。		
その他のお取り扱いについて	指定通貨の変更および基本給付金額の増額のお取り扱いはありません。		

*1 保険料円入金特約が付加されます。

*2 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。

この保険のリスクと費用について

自分でたくさんプラン あとからたくさんプラン つかいながらのこすプラン 自分できっちりプラン

積立利率金利連動型年金（AⅡ型）／積立利率金利連動型年金（米ドル建）年金額確定特約付／積立利率金利連動型年金（豪ドル建）

▼市場リスク・為替リスクについて

- 据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 契約通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

▼お客さまにご負担いただく費用について

円建 

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料の**4%**を一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

契約初期費用以外に据置期間・年金受取期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

米ドル建 

豪ドル建 

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料の**5.5%**を一時払保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の**1%**の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取り扱いに必要となる費用】

- 特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

契約通貨	適用為替レート	
  米ドル建 豪ドル建	保険料を円貨で払込む場合【保険料円入金特約】	TTM + 50銭
 豪ドル建	死亡給付金等を円貨で受け取る場合【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50銭

*TTM（対顧客電信仲値）は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
※上記の為替レートは2020年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

ふやしてうけとるプラン

生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

▼市場リスク・為替リスクについて

- 据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

▼お客さまにご負担いただく費用について

【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

【保険期間中の費用】

- 年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の**1%**を上限に年金管理費を積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を差し引いています。
- 目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

【外国通貨のお取り扱いに必要となる費用】

- 特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

指定通貨	適用為替レート	
  米ドル 豪ドル	保険料を円貨で払込む場合【保険料円入金特約】	TTM + 50銭
	死亡給付金等を円貨で受け取る場合【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50銭
	目標額到達後、円建終身保険に移行する場合【目標額到達時円建終身保険移行特約】	

*TTM（対顧客電信仲値）は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
※上記の為替レートは2020年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【解約時にご負担いただく費用（解約控除）】

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長10年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を積立金から差し引きます。

解約控除額は基本給付金額（一時払保険料相当額）*に解約控除率を乗じた金額となります。解約控除率は経過年数に応じて、円建の場合は**0.1%~1.0%**、米ドル建・豪ドル建の場合は**0.7%~7.0%**となります。くわしくは、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）をご覧ください。

*減額の場合は、減額する部分の基本給付金額



死亡給付金額や解約払戻金額が、一時払保険料を上回ることはありません。

この保険の死亡給付金額や解約払戻金額は、一時払保険料に死亡給付割合を乗じた金額が上限となるため、一時払保険料を上回ることはありません。さらに、指定された死亡給付割合が100%未満の場合、一時払保険料を大きく下回ります。

税金のお取り扱いについて

▼生命保険料控除について

お申込みいただいた保険料は、払込んだ年の生命保険料控除の対象となります。
※個人年金保険料控除の対象ではありません。

▼解約払戻金(解約差益)に対する課税

年金種類	契約後5年以内	契約後5年超
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

※純粋終身年金、年金総額保証付後厚終身年金および年金総額保証付終身年金の場合、契約日が年金受取開始日となるため、解約のお取り扱いはありません。

▼死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

※純粋終身年金、年金総額保証付後厚終身年金および年金総額保証付終身年金の場合、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金のお取り扱いはありません。

▼一時金受取(年金原資の一時受取)に対する課税

契約後5年以内	契約後5年超
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、一時受取額に対し贈与税が課税されます。

▼年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
純粋終身年金	所得税(雑所得)+住民税	——
年金総額保証付後厚終身年金		所得税(雑所得)+住民税
年金総額保証付終身年金		所得税(雑所得)+住民税
確定年金		所得税(一時所得)+住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

▼税務取扱上の換算基準日と適用為替レート(米ドル建/豪ドル建の場合)

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取り扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱いします。

対象	換算基準日	適用為替レート*
保険料	一時払保険料の受領日	TTM(対顧客電信仲値)
死亡給付金	支払事由発生日(相続税・贈与税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
	支払事由発生日(所得税の対象となる場合)	TTM(対顧客電信仲値)
一時金受取 (年金原資の一時受取)	年金受取開始日(源泉分離課税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
	年金受取開始日(所得税の対象となる場合)	TTM(対顧客電信仲値)
年金	年金受取日	TTM(対顧客電信仲値)
年金の一括受取	必要書類のニッセイ・ウェルス生命到着日	TTM(対顧客電信仲値)
解約払戻金	必要書類のニッセイ・ウェルス生命到着日 (源泉分離課税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
	必要書類のニッセイ・ウェルス生命到着日 (所得税の対象となる場合)	TTM(対顧客電信仲値)

* ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。
※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお申込みいただいた金額となります。
※特約の付加により円でお受け取りになる場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。



- 税務のお扱いは2020年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額×2.1%」が課税されます。

税金のお取り扱いについて

▼年金受取にかかる税金の計算方法について(契約者=年金受取人の場合)

●年金受取にかかる税金の計算方法は以下のとおりとなります。

$$\text{年金年額} - \text{必要経費} = \text{雑所得}$$

お受け取りになった年金額から必要経費を差し引いた金額が**雑所得**となります。
雑所得は総合課税となりますので、他の所得と合算された金額で税率等が決まります。
そのため、年金をお受け取りになる方の所得金額によって税額が異なります。
※必要経費の額は、年金年額が上限となります。

●必要経費の計算方法は以下のとおりとなります。

必要経費は1年間(課税対象となる期間)に受け取った年金年額に必要経費割合を掛けた金額となります。
必要経費割合は一時払保険料と年金受取見込総額で計算されます。

$$\text{必要経費} = \frac{\text{1年間に受け取った年金年額}}{\text{年金受取見込総額}^*1} \times \text{必要経費割合} \times \text{一時払保険料}$$

※小数点第3位以下切り上げ

*1 年金総額保証付後厚終身年金の年金受取見込総額は以下の式により算出されます。
前期年金年額×前期年金受取期間+後期年金年額×(所定の期間-前期年金受取期間)

◆「所定の期間」の算出基準

終身年金の場合	受取保証期間 もしくは 余命年数のいずれか長い期間*2
確定年金の場合	年金受取期間

*2 純粋終身年金の場合は、受取保証期間がないため余命年数となります。

◆必要経費計算用の余命年数表

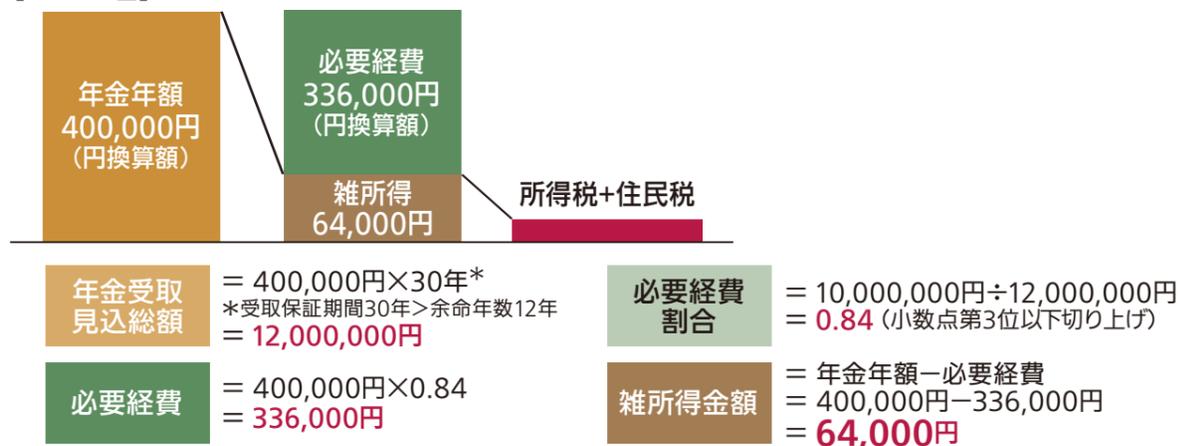
余命年数は、所得税法施行令82条の3別表に定める年金受取開始日における年齢の余命年数となります。

年金受取開始日の年齢(一部抜粋)	60歳	65歳	70歳	75歳
余命年数	男	19年	15年	12年
	女	23年	18年	14年

●雑所得の計算例(年金総額保証付終身年金の場合)

【前提条件】被保険者:男性、70歳/一時払保険料:1,000万円/据置期間:0年/契約通貨:米ドル建/受取保証期間:30年
年金年額:4,000米ドル/為替レート:1米ドル=100円

【イメージ図】



※契約通貨が外貨建の場合、税金の計算は全て円貨に換算のうえ行います。

●年金種類別 雑所得の試算一覧(概算)

【前提条件】契約年齢:60歳/契約通貨:米ドル建/一時払保険料:10万米ドル/年1回払

年金種類	据置期間	保証金額割合 (年金受取期間)	積立利率	男性		女性	
				必要経費割合	雑所得	必要経費割合	雑所得
純粋終身年金	0年	—	1.76%	1.17	0円	1.17	0円
年金総額保証付後厚終身年金 (前期年金受取期間:5年)	0年	100%	1.91%	0.97	16,179円	0.98	9,306円
		100%	1.76%	0.97	13,087円	0.98	7,765円
		110%	1.76%	0.89	45,635円	0.89	41,505円
年金総額保証付終身年金	0年	120%	1.76%	0.82	69,486円	0.82	65,400円
		確定年金	5年	(20年)	1.67%	0.85	97,696円

※年金総額保証付後厚終身年金の必要経費割合は前期・後期同率です。雑所得の金額は後期年金受取期間のものを記載しています。



上記の金額は、年金受取にかかる雑所得の金額の概算をご理解いただくものであり、一時払保険料の円換算時および年金受取時に毎回適用される為替レートを、1米ドル=110円と仮定して雑所得の金額等を計算しています。実際のご契約における金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。



参考 年金所得者の申告不要制度

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられています。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

- ①公的年金等の収入金額の合計金額が 400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20万円以下

※①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。

※②の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。

※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。

※住民税については、申告が必要となる場合があります。



- 税務のお取り扱いは2020年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等に確認ください。
- 2013年1月1日から2037年12月31日までの所得について、所得税とあわせて復興特別所得税として「基準所得税額×2.1%」が課税されます。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.